

令和8年度泉大津市クラウドファンディング型ふるさと応援寄附金

交付プロジェクト事業者募集要項

1 目的

泉大津市ではこれまで「官民連携」「市民共創」の理念のもと、社会課題の解決に向け、民間事業者等が持つ先進的な技術やノウハウを活用し、様々な取組みを創出してきた。今後も社会課題の解決につながる取組みの創出を目指している。

その一環として、民間事業者等が社会課題の解決に向けた実証実験等を実施しやすい仕組みを整備し、「資金調達」を円滑にすることを目的に、クラウドファンディング型ふるさと応援寄附金により集まった寄附金を当該事業者に交付する資金調達支援制度を活用した事業を推進している。

本制度を活用し、社会課題の解決に向けて民間事業者等が創意工夫して実施するプロジェクトを幅広く募集する。

本要項は、泉大津市クラウドファンディング型ふるさと応援寄附金交付プロジェクト事業者（以下「認定事業者」という。）の認定にあたり、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 募集プロジェクト

(1) プロジェクトの要件

以下のすべての要件を満たすプロジェクトとする。

- ア 公益性が高く、本市の現行総合計画に掲げる施策と整合性のあるプロジェクトであること。
- イ 主として市内において行っている又は始めようとしているプロジェクトであること。
- ウ 宗教活動又は政治活動に関するプロジェクトでないこと。ただし、国又は府若しくは市指定文化財の保護を目的としたものを除く。
- エ 法令に違反する事業又は公序良俗に反するプロジェクトでないこと。
- オ 寄附金の使途として社会通念上、不適切であると判断されるプロジェクトでないこと。
- カ 本市の社会課題の解決に寄与するプロジェクトであること。

(2) 寄附募集上限金額

総額 10,000,000 円

認定するプロジェクト数は1件に限らないものとし、認定プロジェクトに係る寄附募集上限金額の合計が10,000,000 円に達するまで、審査の結果に基づき順次認定することができる。

ただし、市の予算その他の事情により、寄附募集上限金額に達しない場合においても、認定を終了する場合がある。

3 応募（参加）資格

応募（参加）の資格を有する者は、次の項目全てを満たすものとする。

- (1) 泉大津市クラウドファンディング型ふるさと応援寄附金交付要綱第3条に規定する要件を満たす者
- (2) 企画提案者の構成員が事業に必要な免許又は資格を備えていること。
- (3) 応募時点で次のいずれにも該当しない団体等であること。

ア 次の各号に該当する者が代表者及び役員となっている団体等

(ア) 破産者で復権を得ない者

(イ) 法律行為を行う能力を有しない者

(ウ) 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者

(エ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(オ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である団体等

ウ 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は市税を、滞納又は未申告である団体等

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体等

オ 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止を受けている団体等

- (4) 「5 事前相談」を実施していること。

※ 上記応募資格を満たさない企画提案者の提案は審査の対象としない。また、認定後に上記条件を満たさないことが判明した場合、認定を取り消すものとする。また、認定の取消しがあった場合は、審査委員会の審査により6割の点数（基準点）以上を得点した企画提案者のうち、不認定となった者の中から、繰上げにより認定する場合がある。

4 スケジュール

項番	手続等	期限等
1	募集要項公表日	令和8年7月1日（水）
2	事前相談書受付期限	令和8年7月31日（金）正午まで
3	企画提案書類提出期限	令和8年8月12日（水）午後5時15分まで
4	1次審査（事前書類審査）	令和8年8月19日（水）
5	1次審査結果通知及び2次審査（プレゼンテーション審査）実施通知	令和8年8月21日（金）
6	2次審査	令和8年8月25日（火）【予定】
7	2次審査結果通知・公表	令和8年8月28日（金）【予定】
8	協定締結日	令和8年9月上旬【予定】
9	クラウドファンディングサイト掲載準備	令和8年9月中【予定】
10	クラウドファンディングによる寄附金募集	原則、令和8年10月～12月【予定】 ただし、募集期間は最長90日間とする。
11	認定事業者によるプロジェクトの実施	原則、令和9年1月～3月31日（水）まで 年度をまたぐ実施も可能。
12	寄附金交付	令和9年1月～5月中【予定】

5 事前相談

事前相談は、事務局において実施するものとする。

事前相談では、本制度の趣旨や要件に関する説明を行うとともに、提案を予定しているプロジェクトについて、プロジェクト内容や実施体制、寄附募集希望金額の設定等について意見交換を行い、制度への理解促進及び提案内容の充実を図るものとする。

なお、応募を希望する事業者は、企画提案書類の提出に先立ち、必ず事前相談を行わなければならない。事前相談を実施していない事業者から提出された企画提案書類の受け付けは行わない。

(1) 提出書類 別紙1 事前相談書

(2) 提出方法 令和8年7月31日（金）正午までに事務局へ電子メールで送信すること。

(3) 実施方法 原則、オンラインとする。

ただし、事業者から対面による実施の希望がある場合は、個別に協議のうえ、実施方法を決定する。

(4) 日程調整 事前相談書の提出後、事務局から電話またはメールで連絡する。

6 企画提案

(1) 提出書類・提出部数

ア プロジェクト認定申請書（様式第 1 号）	正本 1 部
イ 事業者概要書（様式第 3 号）	正本 1 部
ウ 誓約書（様式第 5 号）	正本 1 部
エ プロジェクト計画書（様式第 2 号）	正本 1 部、副本 6 部
オ 収支計算書（様式第 4 号）	正本 1 部、副本 6 部
カ プレゼンテーション資料（自由様式）	正本 1 部、副本 6 部

(2) 提出方法

令和 8 年 8 月 12 日（水）午後 5 時 15 分までに事務局へ持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、泉大津市役所の閉庁日を除き、平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの時間帯に限る。

郵送の場合は、配達記録が残る方法により提出期限日必着とする。

(3) 内容等

ア 審査基準を踏まえて企画提案書類を提出すること。

本募集につき、審査委員会において認定された際には、企画提案書類にて記載した事項について履行責務が発生する。従って、このことを認識したうえで企画提案書類を作成すること。

イ 提出書類規格等は、次のとおりとすること。

（ア） A 4 判両面・カラー印刷（文字サイズ 12 ポイント程度）20 ページ以内（表紙や目次を除く）を原則とし、各ページの下部にページ番号を付すこと。

（イ） 正本は企画提案者名入りの表紙を付けること。

（ウ） 副本はいずれのページにも会社名称、所在地、代表者、ロゴマークなど企業名が特定できる情報は記載しないこと。

（エ） 動画等のデータは USB もしくは DVD-R で提出すること。

ウ 提案内容が次の各号のいずれにも該当しないこと。

（ア） 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの。

（イ） 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を目的とするもの。

（ウ） 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの。

（エ） その他提案事業としてふさわしくないもの。

7 プロジェクトの認定

プロジェクトの認定にあたっては、泉大津市クラウドファンディング型ふるさと応援寄附金交付プロジェクト審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案の内容を公正かつ客観的に審査し、次により決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を行い、総合点の合計が満点の6割に満たない場合は、認定プロジェクトとして認めない。

審査委員会の事務局は、泉大津市市長公室成長戦略課が当たる。

(1) 認定方法

審査委員会の委員は、企画提案書の内容について、別紙泉大津市クラウドファンディング型ふるさと応援寄附金交付プロジェクト審査基準表（以下「審査基準表」という。）に基づき企画提案者ごとに採点を行う。

企画提案者が7者以上あった場合は、プロジェクト計画書（様式第2号）、収支計算書（様式第4号）及びプレゼンテーション資料（自由様式）による1次審査（事前書類審査）を実施し、評価の高い上位6者をプレゼンテーション審査の対象とし、当該6者に対して2次審査（プレゼンテーション審査）実施通知を行う。

1次審査及び2次審査の結果を踏まえ、実施の可否を総合的に審査し、認定可否を決定する。

(2) 審査基準

別紙2 審査基準表のとおり

(3) 1次審査（事前書類審査）の実施

事前書類審査による1次審査を実施し、プレゼンテーション審査に参加する6者を選定する。ただし、企画提案者が7者未満の場合は1次審査を行わない。

ア 審査方法

(ア) 審査基準に基づき審査する。

なお、企画提案者が7者未満であることから1次審査を実施しなかった場合は、2次審査において1次審査及び2次審査の審査項目を併せて審査する。

(イ) 1次審査の合計点の高い上位6者を2次審査の対象者とする。

なお、合計点が同点の場合は、次の順で優位に評価するものとする。

1. 審査項目【公益性・課題解決性】の得点が高い者
2. 審査項目【寄附募集計画】の得点が高い者
3. 審査項目【事業計画の妥当性】の得点が高い者
4. 審査項目【実施体制】の得点が高い者

イ 審査結果の通知

令和8年8月21日（金）にプロジェクト認定申請書（様式第1号）に記載された担当者のメールアドレスに電子メールで通知する。

(4) 2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

企画提案書類の記載内容について審査するため、次のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

ア 実施日時

令和8年8月25日（火）【予定】

※詳細については、令和8年8月21日（金）に通知する。

なお、1次審査において、2次審査対象に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と順位をプロジェクト認定申請書（様式第1号）に記載された担当者のメールアドレスに電子メールで通知する。

イ 実施場所

オンラインにて実施

ウ 所要時間

プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度とする。

※企画提案者数により、プレゼンテーション時間等を変更する場合もある。

エ 実施要領

（ア） 使用する資料は企画提案書類に添付した資料のみとする。

（イ） プレゼンテーションにおいて動画等を使用する場合は、企画提案書類の提出期限までに使用データを提出すること。事前に提出されていない資料や動画等の使用を認めない。

（ウ） プレゼンテーションへの参加は3名までとし、プロジェクトの主担当者がプレゼンテーションを行うこと。

（エ） プレゼンテーション時の資料はすべて社名等を秘匿したものを使用し、提案事業者は、名札やバッジ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこと。

（オ） プレゼンテーション審査は非公開とする。

オ 審査方法

企画提案書類等に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査基準により審査する。

合計点数において、6割の点数（以下「基準点」という。）以上得点したプロジェクトについて、審査委員会において、合計得点を基本とし、実施優先度その他必要な事項を総合的に勘案し、審査委員会設置要綱に基づき、プロジェクトの認定可否を決定する。

カ 審査結果の公表及び通知

審査結果は2次審査実施事業者全員に通知し、決定した事業者名や認定プロジェクト名等を市ホームページにて公表する。

(1) 通 知 日 令和8年8月28日（金）【予定】

(2) 公 表 日 令和8年8月28日（金）【予定】

- (3) 通知方法 プロジェクト認定申請書（様式第1号）に記載された担当者のメールアドレスに電子メールで通知する。

※審査結果についての異議は認めない。

※電話や窓口などによる問い合わせは認めない。

8 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 応募（参加）資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合。
- (4) 企画提案に当たり著しく信義に反する行為が確認できた場合。
- (5) 企画提案者が、プロジェクトを実施することが困難と認められる状態が確認できた場合。

9 認定プロジェクトに関する市の支援

- (1) クラウドファンディングサイトへの掲載支援
- (2) 市ホームページ、SNS 等を活用した広報支援
- (3) プロジェクト実現に向けた関係部署との協議及び調整支援
- (4) ふるさと納税制度を活用した寄附募集支援

10 認定プロジェクトの中止等

協定締結前にやむを得ない理由等により、認定プロジェクトの実施ができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。その場合において当該企画提案者は、企画提案等に要した経費を泉大津市に請求できない。

11 その他留意事項

(1) 一般事項

ア 募集要項の承諾

企画提案者は、企画提案書類の提出をもって本募集要項の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなす。

イ 提案費用の負担

提案に要する費用は、企画提案者の負担とする。

ウ 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するものとする。

エ 提出期限

提出期限以降における参加表明書、企画提案書類の差替え及び再提出は、認めないものと

する。

オ 提案書等の取扱い

提案書類その他企画提案者から提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、認定以外の目的には使用しないものとする（但し、情報公開条例に基づく公開請求があった場合を除く。）。

カ 著作権

提案書類の著作権は企画提案者に帰属する。但し、市は、審査結果の公表等、必要な範囲で提案書類等を使用することができる。

キ 秘密保持

本業務により知り得た事項は他に漏らさないものとする。また、プロジェクト実施にあたり、取得した情報等の取扱いについては、法律及びその他関係法令を厳守すること。

(2) プロジェクト実施体制の構築

認定された場合、事業を速やかに開始し、市と協議のうえ必要な協力・調整ができる体制を構築すること。

(3) クラウドファンディングサイト掲載準備及び掲載内容の調整に関する事項

認定事業者は、寄附募集に必要な画像データ、説明資料、プロジェクト紹介文その他市が必要と認める資料を提出すること。また、掲載内容について、市との協議のうえ必要な修正及び調整を行うこと。

(4) クラウドファンディングによる寄附募集に関する事項

ア 募集期間中の広報活動

認定事業者は、寄附募集期間中、市と連携し、ホームページ、SNSその他媒体を活用した主体的な広報活動に努めること。

イ 寄附金額が目標額未達の場合の取扱い

寄附金額が目標金額に達しない場合においても、認定事業者はプロジェクト計画の変更又は縮小等により、プロジェクトを実施すること。

ウ 寄附金交付額

交付する寄附金の額は、クラウドファンディング型ふるさと応援寄附により実際に集まった寄附金額から、返礼品や事務手数料等を差し引いた額を交付するものとする。

(5) 認定プロジェクト内容の変更・中止・廃止時の承認

認定プロジェクトの内容を変更しようとするとき又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市の承認を受けること。

(6) プロジェクト完了後に関する事項

ア 実績報告

プロジェクトが年度をまたぐ場合は、年度毎に当該年度の実績報告書を提出すること。
なお、プロジェクト実施中においても途中経過の報告を求める場合がある。

イ 関係書類の保存

認定事業者は、プロジェクトの実施に係る帳簿その他関係書類を、プロジェクト終了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(7) 認定の取消し

市は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、認定を取り消すことができる。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 法令又は本要項に違反した場合

ウ プロジェクトの実施が困難であると認められる場合

エ その他市長が認定の継続が適当でないと認めた場合

12 事務局（お問い合わせ先・書類提出先）

担 当 泉大津市 市長公室 成長戦略課

住 所 〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9-12

電話番号 0725-33-1131

メールアドレス senryaku@city.izumiotsu.osaka.jp